

給食施設の定義・基準

平成 28 年 4 月

健康対策課

1 給食施設の定義

- (1) 特定：原則，給食施設の利用者がほぼ同一人と推定されること。
- (2) 継続的：週 4 日以上かつ 1 か月以上継続して供給していること。
- (3) 施設：食事を供給するための調理可能な設備，器具を有し，使用していること。
- (4) 給食施設分類
 - ①特定給食施設：特定多数人に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設。
 - ②その他の給食施設：特定給食施設以外の給食施設で，特定多数人に対して継続的に 1 回 20 食以上若しくは 1 日 50 食以上の食事を供給する施設。
- (5) 食数：原則，栄養管理を行う対象に対し供給する食事の数

2 定義の考え方

- (1) 特定：原則，給食施設が，ほぼ同一人に対し食事を供給している状態をいう。
ただし，事業所の従業員食堂については，その利用が選択でき，継続的に利用している従業員の把握が困難である点を考慮し，従業員の 8 割以上が利用していることをもって特定と判断する。
- (2) 継続的
 - ①週 4 日以上：週のうち 5 割以上を占める
 - ② 1 か月以上：習慣的な摂取状況を把握するため，又は管理するために要する期間
(食事摂取基準における摂取期間の考え方)
- (3) 施設
 - ①食事を供給するための調理可能な設備，器具を有し，使用していること。
* 調理とは，クックチル・真空調理システム・セントラルキッチンで調理されたものを再加熱，盛付け等を行うものも含む。
 - ②栄養管理が可能な食事内容及び形態により食事を供給していること。
* みそ汁のみ・ご飯のみの提供は含まない。
- (4) 給食施設分類
 - ①特定給食施設：健康増進法施行規則第 5 条
 - ②その他の給食施設：広島県「その他の給食施設の届出に関する要領」
- (5) 食数：原則，栄養管理を行う対象に対し供給する食事の数とする。(予定給食数)
ただし，以下の施設については次のとおり取り扱う。
 - ①病院・診療所：許可病床数
 - ②介護老人保健施設・老人福祉施設・社会福祉施設：入所定員数
 - ③給食センター：食事を供給する施設の予定給食数の合算

<参考 給食施設の定義と分類>

給食施設とは、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設である。

給食施設は健康増進法に基づき、提供した食事の数（以下「食数」）により分類される。

また、施設の種類により分類され、遵守しなければならない法や規則等は異なるので、関係法令を確認しておくことが必要である。

(1) 特定給食施設

1 回 1 0 0 食以上又は 1 日 2 5 0 食以上の食事を提供する施設。

健康増進法

(特定給食施設の届出)

第二十条

特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

健康増進法施行規則

(特定給食施設)

第五条

法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を提供する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

(2) その他の給食施設

特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に 1 回 2 0 食以上若しくは 1 日 5 0 食以上の食事を供給する施設。

広島県「その他の給食施設の届出に関する要領」

1 趣 旨

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設(同法第 20 条第 1 項に規定する特定給食施設を除く。以下「その他の給食施設」という。)に対し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行い、もって県民の健康増進及び栄養改善を推進することを目的に、給食施設を把握するための給食に関する届出等を求める。

2 定 義

- (1) 特定給食施設とは、特定多数人に対して継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給する施設をいう。
- (2) その他の給食施設とは、特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に 1 回 20 食以上若しくは 1 日 50 食以上の食事を供給する施設とする。